

プレゼント保険(海外旅行保険)ガイド

楽天トラベルの海外旅行保険は
海外での病気やケガはもちろん、賠償事故にも万全です。
「海外旅行保険引受幹事保険会社」楽天損害保険株式会社

海外旅行保険のあらまし

1 保険の補償と保険金額は以下の通りです。

補償項目	保険金額
傷害死亡	1,000万円
傷害後遺障害	1,000万円
治療・救援費用	1,000万円
疾病死亡	1,000万円
賠償責任	1億円
携行品損害	10万円

2 基本となる補償および被保険者の範囲

1 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。

傷害死亡・傷害後遺障害

1 保険金をお支払いする主な場合

- ① 傷害死亡
海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ② 傷害後遺障害
海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合

2 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 次のような原因により生じたケガ
 - ・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為
 - ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転
 - ・脳疾患、疾病または心神喪失
 - ・妊娠、出産、早産または流産
 - ・戦争、革命などの事変^[注1]
 - ・放射能汚染
- ② むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの(傷害後遺障害保険金のみ)
- ③ 「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ

など

治療・救援費用

1 保険金をお支払いする主な場合

〈傷害治療費用〉

海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療(義手および義足の修理を含みます。)を受けられた場合

〈疾病治療費用〉

- ① 海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。)
- ② 海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

〈救援費用〉

- ① 海外旅行中のケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または3日以上続けて入院された場合
- ② 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産が原因で、旅行中に死亡された場合
- ③ 海外旅行中に発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合または3日以上続けて入院された場合(旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。)
- ④ 搭乗している航空機または船舶が、行方不明または遭難した場合
- ⑤ 事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合

2 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 次のような原因により生じた費用^[注2]
 - ・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者のけんか、自殺行為(死亡された場合は救援費用をお支払いします。)または犯罪行為
 - ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転
 - ・戦争、革命などの事変^[注1]
 - ・放射能汚染
- ② むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの
- ③ 次のような疾病の治療に要した費用(疾病治療費用のみ)
 - ・妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病
 - ・歯科疾病
- ④ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼^{はり}または灸^{きゅう}による治療に要した費用
- ⑤ 「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ
- ⑥ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病
など

疾病死亡

1 保険金をお支払いする主な場合

- ① 海外旅行中に病気により死亡された場合
- ② 海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。)
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合

2 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 次のような原因により発病した病気
 - ・保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・戦争、革命などの事変^[注1]
 - ・放射能汚染
- ② 次のような疾病
 - ・ケガに起因する病気
 - ・妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病
 - ・歯科疾病
- ③ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病
など

賠償責任

1 保険金をお支払いする主な場合

海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合^{[注3][注4]}

2 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 次のような原因により生じた損害賠償責任
 - ・保険の対象となる方の故意
 - ・戦争、革命などの事変^[注1]
- ② 次のような損害賠償責任
 - ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
 - ・親族に対する損害賠償
 - ・受託物に対する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶、車両、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
など

携行品損害

1 保険金をお支払いする主な場合

海外旅行中に偶然な事故により携行品(カメラ、カバン、衣類等)に損害が生じた場合

2 保険金をお支払いできない主な場合

① 次のような原因により生じた損害

- ・保険の対象となる方、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・戦争、革命などの事変^[注1]
- ・携行品の欠陥または自然の消耗
- ・携行品の置き忘れまたは紛失

② 「補償の対象とならない運動」を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具に生じた損害。なお、有償で他人から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。^[注5]

[注1]「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガや病気は除きます。

[注2]旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。

[注3]被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも賠償責任保険金をお支払いします。

[注4]損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ事故連絡・受付専用フリーダイヤルにご相談ください。

[注5]賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は、上記賠償責任保険金をお支払いすることができます。

補償の対象とならない運動

■山岳登山^[注6]、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機^[注7]操縦^[注8]、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^[注9]搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

■競技目的で自動車等^[注10]、オートバイ、モーターボート^[注11]、ゴーカート、スノーモービル等の運転

[注6]ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

[注7]グライダーおよび飛行船を除きます。

[注8]職務として操縦する場合を除きます。

[注9]モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

[注10]自動車または原動機付自転車をいいます。

[注11]水上バイクを含みます。

ご注意

1 旅行中に下記職業・職務に従事される方は【最強海外旅行】のプレゼント保険補償対象となりません。旅行中にこれらの職業・職務に従事されることとなった場合、補償されないことがあります。

従事する職業・職務

■建設業者、自動車運転者(助手を含みます。)、農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、木・つる製品製造業者

■オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

2 保険加入時点で、病気またはケガをされている方はプレゼント保険補償対象となりません。既往症などを原因とする請求の場合、補償されないことがあります。

2 補償の対象となる条件

・楽天トラベルの定める条件に合致していること

・楽天トラベルで【最強海外旅行】のアンケートに回答されていること

詳しくは楽天トラベルの【最強海外旅行】エントリーページをご覧ください。

3 補償の重複に関するご注意

保険加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。

補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険等の個人賠償責任補償特約
携行品損害補償特約	家庭用火災保険の携行品特約

4 保険期間および補償の開始・終了時期等

保険期間	旅行期間に合わせて設定されます。旅行期間とは旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、帰宅されるまでの期間をいいます。旅行期間は必要事項回答ページに回答いただいている期間と合致している場合に補償対象となります。旅行期間が7日超となる旅行は【最強海外旅行】のプレゼント海外旅行保険対象外です。
補償の開始	保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間開始後であっても旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
補償の終了	保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
保険期間の延長	<p>保険期間の延長は行えません。ただし、主に次の場合には、保険期間の終期から自動的に最大72時間延長されます。</p> <p>①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^[注12]のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休</p> <p>②交通機関^[注12]の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能</p> <p>③被保険者が治療を受けたこと。</p> <p>④被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。</p> <p>⑤被保険者の同行家族^[注13]または同行予約者^[注14]が入院したこと。</p>

[注12] 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

[注13] 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

[注14] 被保険者と同一の【最強海外旅行】を同時に参加予約し、必要事項回答ページに回答いただいた者（同行者最大3名まで）をいいます。

保険金の請求手続きをしたい場合

保険金の請求方法

日本に帰国後、下記フリーダイヤルにご連絡の上、必要書類を揃えて請求手続きを行ってください。

※本保険には「キャッシュレス・メディカル・サービス」はございません。治療費等につきましては、一旦病院でお支払いいただき、帰国後ご請求ください。

事故連絡・受付専用フリーダイヤル

保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル

「東京海上日動 楽天損保サポートデスク」にて請求手続きのご案内をいたします。

 **0120-822-656**

受付時間：24時間365日

お電話の際には電話口の担当者に「最強海外旅行のプレゼント海外旅行保険の件」とお伝えください。

保険金請求に必要な書類(主なもの)

必要書類(原本)	保険金*1 携行品 損害	治療費用		救援費用 等	賠償責任		傷害後遺 障害	死亡	
		傷害	疾病		対人	対物		傷害	疾病
海外旅行保険保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楽天トラベルの予約完了メールのプリント	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故証明書または目撃者の証明	○	○		○	○	○	○	○	
損傷個所の写真	○					○			
被害に遭われた携行品購入時の領収書・保証書類	○								
修理見積書または領収書	○					○			
医師の診断書*2		○	○	○	○		○	○	
3日間以上*3入院を証明する書類				○					
治療費等支出した費用の領収書・精算書		○	○	○	○	○			
その他の関係書類	詳しくは「東京海上日動 楽天損保コーナー」からご案内させていただきます。								

海外旅行保険 保険金請求書

〈保険金請求書 リンク〉

https://www.rakuten-sonpo.co.jp/Portals/0/pdf/product/travel/overseas/overseas_claim.pdf

- *1 ご不明点については上記「事故連絡・受付専用フリーダイヤル」にご相談ください。
- *2 保険金請求額が30万円を超える場合は、原則、病院から発行された診断書または「海外旅行保険保険金請求書」に掲載の診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので予めご了承ください。
- *3 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

現地病院一覧

※本保険には「キャッシュレス・メディカル・サービス」はございません。治療費等につきましては、一旦病院でお支払いいただき、帰国後ご請求ください。現地病院につきましては「現地病院一覧」をご参照ください

ご注意

- ・掲載情報については、病院側の事情等により急に変更されることがありますので予めご了承ください。
- ・病院に行かれる前に、予めお電話でのご予約をお勧めします。
- ・日本語可の表示がある場合であっても、日本語が話せる担当者が休暇等で不在の場合がありますので予めご了承ください。
- ・医療機関自身の医療過誤につきましては楽天損害保険株式会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

共同保険について

1 共同保険に関するご説明

- ①この保険契約は以下の引受保険会社による共同保険契約であり、楽天損害保険株式会社（以下、楽天損保）が引受幹事保険会社、東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上日動）が査定幹事保険会社として、相互に業務の代理または事務の代行を行っています。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。（共同保険契約引受割合：楽天損保78%、東京海上日動22%）
- ②この保険契約は楽天損保と東京海上日動の間で締結している業務委託契約に基づき、以下の事項をそれぞれの各引受保険会社で行います。また、この保険契約の内容は引受保険会社にて共有します。

2 引受保険会社一覧および行う事項

行う事項	幹事保険会社	楽天損害保険株式会社 (引受幹事保険会社)	東京海上日動火災保険株式会社 (査定幹事保険会社)
①保険契約の申込みの受領等		○	
②保険料の受領または返れい等		○	
③保険契約の内容変更の承認等		○	
④告知または通知の受領等		○	
⑤保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領等			○
⑥保険契約の内容変更に係る書類の発行等		○	
⑦保険契約に係る事項の調査等			○
⑧保険金請求に関する書類等の受領等			○
⑨保険金等の支払等			○
⑩その他①から⑨までに付随する事項		○	○

本保険の契約者について

本プレゼント保険（海外旅行保険）は、楽天グループ株式会社を契約者とする一般包括契約です。